

令和5年度鳥取県環境審議会(第2回) 次第

日時:令和6年1月10日(水)

午後1時30分から午後3時まで

場所:鳥取県庁第2庁舎4階 第32会議室

(鳥取市東町一丁目220番地)

1 開会

2 議事

(1)諮問事項

- ・廃棄物処理計画の改定について・・・(資料1)
- ・環境影響評価制度について・・・(資料2)

(2)答申事項

- ・鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく保護管理事業計画の策定及び削除について
・・・(資料3)

(3)部会議決事項

- ・三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について【鳥獣部会】・・・(資料4)

(4)事務局からの報告事項

- ・令和5年度版 鳥取県環境白書の公表について・・・(資料5)

4 その他

5 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

部会	委員名	職名等	分野	直接出席	Web出席
企画政策	緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水	○	
	上保 裕典	Chukaiトライセクターラボ ラボ長	環境政策		○
	岡田 綾子	NPO 法人エコパートナーとっとり(とっとり自然環境館マネージャー)	環境実践		○
	清水 香代子	(公募委員)	環境政策	—	—
	米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ	—	—
廃棄物・リサイクル	藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント		○
	上田 光徳	鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長	廃棄物行政		○
	奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動	—	—
	国岡 稔	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理	○	
	山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践		○
大気・水質	齋藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学		○
	大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学		○
	岸本 康子	山陰エコライフ研究所	環境実践活動	—	—
	伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学		○
	朴 紫暎	鳥根大学総合理工学部 助教	環境化学	—	—
温泉・地下水	石賀 裕明	鳥根大学名誉教授	環境地質学		○
	伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水	○	
	小野寺 真一	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学		○
	小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学		○
	森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉		○
自然保護	神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物		○
	赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ		○
	澤 恵美子	(元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティブ・レンジャー	自然観察、体験等	○	
	汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物		○
	藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理		○
鳥獣	笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師		○
	岡村 満裕	鳥取県猟友会員	狩猟	○	
	吉田 良平	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護		○
	横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—	—
	小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策		○

出席24名(直接5人、web19人)、欠席6名

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	次長 朝倉 学
環境立県推進課	課長補佐 畠山 恵介、係長 丁田 充
脱炭素社会推進課	課長補佐 堀 雅貴、係長 山本 尚生
自然共生社会局	局長 中村 吉孝
自然共生課	課長 中尾 和直、係長 福田 素子、係長 山川 涉
循環型社会推進課	課長 後藤田 拓也、課長補佐 清水 拓広、係長 尾川 成彰
水環境保全課	係長 安田 優

出席13人

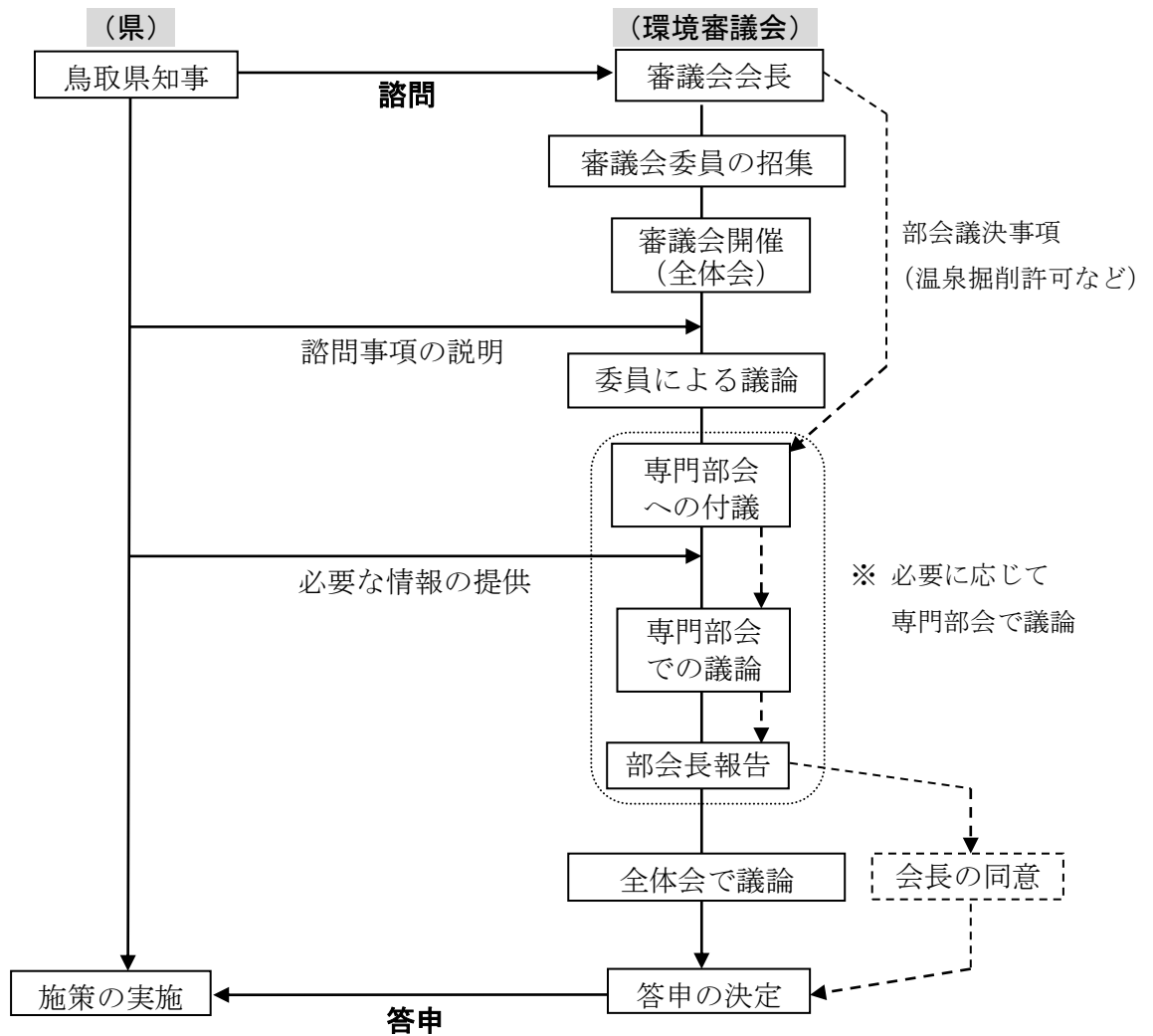
鳥取県環境審議会について

令和6年1月/環境立県推進課

1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

2. 審議会手続きの流れ



○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日
鳥取県条例第19号

第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

令和5年9月4日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び自然共生課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 4日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務

鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
 - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
 - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
 - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例:○印)

鳥取県環境審議会 資料一覧

(1) 諮問事項

資料1	廃棄物処理計画の改定について	p1
資料2	環境影響評価のあり方について	p9

(2) 答申事項

資料3	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく保護管理事業計画の策定及び削除について	p15
-----	--	-----

(3) 部会議決事項の報告

資料4	三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について	p25
-----	--------------------------	-----

(4) 事務局からの報告

資料5	令和5年度版 鳥取県環境白書の公表について	p29
-----	-----------------------	-----



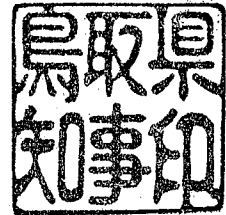
諮 問

鳥取県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づく「鳥取県廃棄物処理計画」について、同条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。

令和6年1月10日

鳥取県知事 平井 伸治



諮 問 理 由

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づき、廃棄物処理計画を定めることとされています。

本県では、令和2年3月に、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等の基本的な考え方を示した廃棄物処理計画（令和元年度～令和5年度）を策定し、廃棄物の発生抑制、適正処理や資源の循環利用等の推進に取り組んできたところです。

その結果、産業廃棄物のリサイクル率については、目標達成が見込まれるなど一定の成果がありました。一般廃棄物や産業廃棄物の排出抑制等については、目標達成に向け一層の取組が必要な状況です。

県では、2030年度温室効果ガス削減と2050年カーボンニュートラルを目標として掲げており、この実現のためにサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が求められているほか、国際的に関心度の高いプラスチック資源循環や食品ロスの削減の問題についても、引き続き一層の取組が求められているところです。

については、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定するに当たり、貴審議会の意見を伺います。

4 次期計画の策定スケジュール（案）

時 期	審議会・部会
令和6年 1月	・環境審議会（諮問） ・廃棄物リサイクル部会（現計画の取組評価、課題検討）
5月	・廃棄物リサイクル部会（改訂の基本方針、基本的事項の検討）
令和6年10月	・廃棄物リサイクル部会（次期計画パブコメ案の検討）
11月	・意見募集（パブリックコメント） ・廃棄物リサイクル部会（答申） ・環境審議会（答申）
環境審議会答申後	・次期計画策定・公表

5 法令抜粋

【廃棄物処理法】

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

【食品ロス削減推進法】

（都道府県食品ロス削減推進計画）

第12条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第1項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

鳥取県廃棄物処理計画 概要版

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は令和5年度とします。
- また、循環型社会の構築は、持続可能な開発目標（SDGs）達成のため、日本として特に取り組むべき優先課題のひとつになっており、この計画は、本県としてのSDGsの取組の具体化のひとつとなります。

〔第8次計画からの変更点〕

- 取組の基本方針として、世界的にも課題となっている「プラスチックごみゼロ社会の実現」と、「食品ロスの削減」を柱とし、重点的に取り組む。
 (主な具体的取組例)
 <プラごみ>
 - ・プラスチック製品の原料切替のための研究等を支援
 - ・マイボトル等の利用促進によるワンウェイプラスチックの使用削減
 <食品ロス>
 - ・幼児対象の啓発など県民への教育、普及啓発等
 - ・余剰食品等のマッチングシステム等によるフードバンク活動支援
- 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく、鳥取県の食品ロス削減推進計画としても位置付ける。
- 排出量等の目標値は、国の目標（例：食品ロスを2030年までに半減）を勘案しながら、設定する。
 <一廃>〔排出量〕219千トン(H29実績)→193千トン(R5目標) 〔リサイクル率〕31.2%(H29実績)→33%(R5目標)
 <産廃>〔排出量〕547千トン(H29実績)→547千トン(R5目標) 〔リサイクル率〕75.8%(H29実績)→77%(R5目標)

2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

市町村の分別収集の取組拡大（小型家電回収開始）や一般廃棄物焼却灰リサイクルの進展、古紙回収量の増加、県民のリサイクル意識の向上により、リサイクル率は向上しましたが、一般廃棄物の排出量も増加しました。

排出量の削減を図るため、排出されるごみのうち、生ごみについては、食べ残しなどの食品ロス削減や生ごみの水切りを行い、紙類については、雑紙（ミックスペーパー）の分別・資源化等を徹底し、更にプラスチックごみについては、マイボトル運動などによりワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減に努めるなど、ごみ発生抑制に取り組めます。

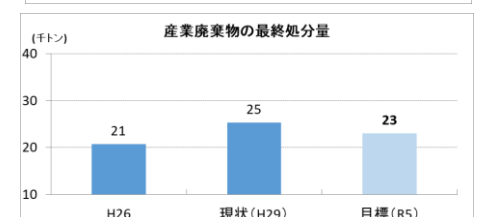
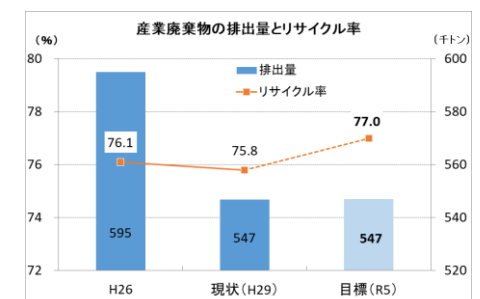
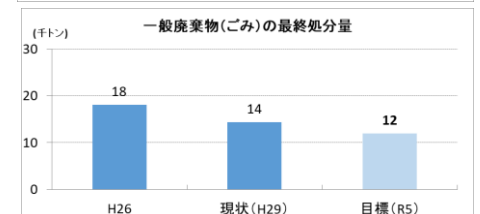
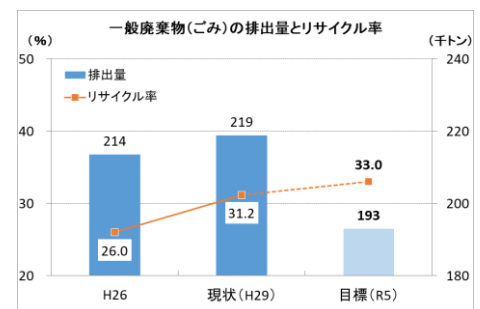
これらの取組により、排出量を193千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの33%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

(2) 産業廃棄物（第1次産業を除く）

産業廃棄物の排出量は、547千トンまで減少しました。リサイクル率は、がれき類等の再資源化の取組継続や燃え殻等の再生利用により、全国トップレベルを維持しています。

今後は製造業で発生する食品ロスの削減に取り組むとともに、引き続き、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導や、資源循環産業への支援を継続して行います。

これらの取組により、今後も増加が見込まれる排出量を、現状レベルに抑制するとともに、最終処分量の多いがれき類や廃プラスチック類の資源化等のリサイクルの取組をより一層推進し、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。



3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に廃棄物の元を断つ意味であるリフューズを加えた「4R」を加えた取組を進めています。今計画から、Renewable（再生可能資源への代替・持続可能な取組）の要素も加え、「プラスチックごみ対策」、「食品ロス削減」を中心に、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の6つの観点から、より一層の循環型社会づくりの取組と、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの削減を進めます。



(1) プラスチックごみゼロ社会の実現

プラスチック製品の代替品への切替えや、ワンウェイプラスチックの削減により、プラスチックごみの排出抑制や再資源化を推進します。また、海岸漂着物等の回収体制を構築し、海洋プラスチックごみ対策にも取り組み、プラスチックごみゼロ社会の実現を目指します。

①プラスチック製容器包装・製品の原料切替等を推進

☆プラスチック容器包装・製品の原料を、再生資源に切り替えるための研究・開発や代替製品等の普及等を図る取組を支援

②ワンウェイプラスチック製品の使用削減

☆マイボトル・マイカップ、マイバック等の使用促進
☆リユース食器への転換と定着

③県民・事業者意識の向上

☆プラスチックごみ問題に関する環境学習・出前説明会等を通じ、県民意識の醸成
☆事業者によるプラスチックごみゼロチャレンジの取組登録

④使用済みプラスチックの再資源化

☆使用済みプラスチックのリサイクルシステムのあり方及び高付加価値化を検討、支援

⑤海岸漂着物等の処理体制支援

☆海岸漂着ごみ等の処理体制の継続支援
☆漁業者が行う海の監視活動等の支援

(2) 食品ロスの削減

※「食品ロス削減推進法」による県食品ロス削減推進計画に相当する部分



食品の生産から消費等に至る各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品等の有効活用などの取組により、食品ロス削減を進めます。

①教育及び学習の振興、普及啓発等

☆食品ロスに係る知識の県民への普及（幼児教育、普及啓発資材作成、食べきり運動等）

②未利用食品を提供するための活動の支援等

☆寄付食品等の取扱手引きの作成や、食品のマッチングシステム構築等によるフードバンク活動の充実
☆フードドライブ活動への支援等による活動拡大の推進
☆フードシェアサービス等の県内普及（スマートフォンアプリ等の活用）
☆食料品の大量生産・消費からの転換を図る取組の検討・支援

③食品関連事業者等の取組に対する支援

☆とっとり食べきり協力店の登録促進

④表彰の実施

☆食品ロス削減の取組に取組む事業者等表彰を実施

⑤情報の収集及び提供

☆先進的取組・優良事例の紹介

⑥実態調査及び調査・研究の推進

☆県内の食品ロス発生状況等を把握するための調査・研究の実施（組成調査、意識行動調査）

(3) 4R+Renewable社会の実現



製品のライフサイクル全体を通じた適正な管理により、資源の有効利用が促進され、資源の性質に応じた循環利用が持続的に確保される社会を構築していくことを目指し、これまでの4Rの取組に加え、Renewableの取組（再生可能資源への代替、持続可能な取組）を推進します。

①実効性のあるごみ減量・リサイクルの推進

☆ごみの発生抑制につながる3R（リフューズ、リデュース、リユース）の取組強化

☆地域の実情に応じた市町村の処理システムの構築（高齢者人口増加への対応）

②県民との協働による実践活動の拡大

☆実践活動団体等との協働（生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発）

☆地域での資源ごみ回収の推進（古紙の分別・資源化の意識高揚）

☆グリーン購入の推進（再生可能資源への代替・環境負荷の低減）

③環境教育・環境学習等の推進

☆幼児期からの環境意識の醸成（環境学習「ちびっ子エコスタート」、こどもエコクラブ）

☆NPO法人等と連携した環境学習の推進（とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣）

④排出事業者の自主的な取組の推進

☆多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）

☆適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）

⑤産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

☆建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく監視指導）

☆産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け）

(4) 廃棄物系バイオマス・未利用資源等の利活用



生ごみ等食品廃棄物や木質系廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など、日々大量に発生する廃棄物系バイオマスやこれまで未利用だった廃棄物資源の有効な利活用を行い、循環型及び低炭素型社会の構築を目指します。

①廃棄物系バイオマス等の有効活用

☆生ごみ等の食品廃棄物の利用促進（飼料化、肥料化、エネルギー回収等への転換を支援）

☆家畜排せつ物の有効利用検討（家畜排せつ物（鶏糞）の敷料化等を検証）

☆木質バイオマス等の利用推進（木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用を促進）

☆中小企業者による廃棄物系バイオマスの利用促進（新エネルギー設備の導入に助成等）

②未利用資源の利活用

☆未利用資源の調査（未利用廃棄物資源の調査・研究）

- ☆紙おむつの資源化の推進（県内市町村への取組拡大）
- ☆固形燃料（RPF）化の推進（紙くずや廃プラスチック類のRPF化促進）
- ☆下水道汚泥の資源化の推進（下水道汚泥の資源化を促進）



（5）資源循環産業の振興

県内企業のリサイクル新技術・製品開発や事業化の支援等を行い、新たなリサイクルビジネスの創出や拡大を図ります。また、少子高齢化・過疎化に伴う人口減少を踏まえ、地域社会が持続していくには、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の構築が必要であり、先端技術を活用し、資源循環を促進する産業の生産性向上に努めます。

①先端技術の活用による資源循環産業の発展

☆ICT技術を活用した生産性向上技術の紹介や導入に向けた検討・支援等

②資源循環産業への参入促進と既存企業の成長支援

☆リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）

☆リサイクルビジネスの事業化促進（専門コーディネーターによる総合的な支援）

③リサイクル製品の利用促進と販売促進

☆鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）

☆リサイクル製品の販売促進（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）



（6）廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害に備えた廃棄物処理体制の充実に努めます。

①廃棄物の適正処理の推進

☆優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）

☆マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及促進）

☆特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）

②不法投棄の撲滅

☆不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起

☆関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）

☆多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、監視カメラの活用）

③災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

☆災害廃棄物の処理体制の確保（平時の教育訓練等による実効性のある協力体制の構築、市町村災害廃棄物処理計画の早期策定の働きかけ、広域的な連携強化）

4 計画の推進

○本計画の進行管理はPDC Aサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。

○なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

環境影響評価制度について

環境立県推進課
令和6年1月

1.環境影響評価とは

「環境影響評価」とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者自らが、あらかじめ調査・予測・評価を行うものです。事業者は、住民や地方公共団体等に広く意見を求め、それらの意見を踏まえて、自らの事業計画を環境の保全の観点からより良いものとするための制度です。

2.対象となる事業

【法】一定規模以上の道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所など 13 事業種

【条例】法の対象となる事業に加え、一定規模以上の廃棄物処理施設(焼却場、し尿処理場)、工場の新増築、ゴルフ場・スキー場など

3.環境影響評価の手続

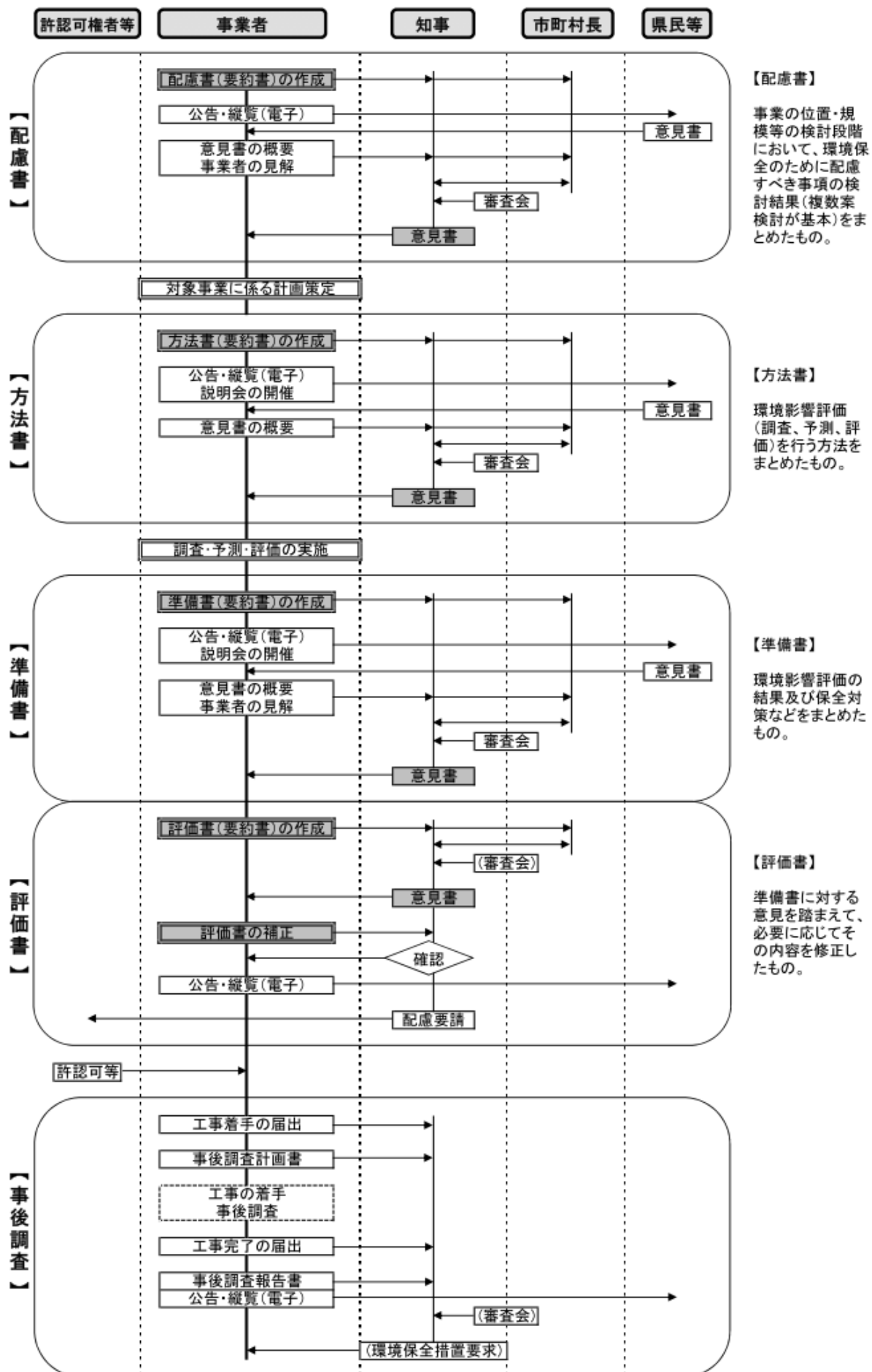
事業者は環境影響評価法(以下「法」)及び鳥取県環境影響評価条例(以下「条例」)に規定される対象事業を行う際は、次の図書を段階的に作成し、知事等に送付しなければなりません。

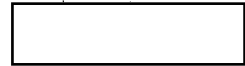
また、住民説明会等を開催するなど、一般から広く意見を聞き、寄せられた意見の概要に自らの見解を添えて知事等に提出しなければなりません。

知事は、提出された図書に対して、関係自治体の意見を勘案し、住民意見と事業者見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、環境保全の見地からの意見を述べることとなっています。

状況	呼称	文書の記載内容
検討 調査 手法 の	配慮書 (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
	方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
現 地 調 査 ・ 予 測 ・ 評 価		
た 事 業 計 画 の 精 査	準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
	評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書
事業着手		
事後調査		
<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続きや調査は事業者が主体となって行うもの。 ・法及び条例の対象事業は、本手続きをする必要があり、事業者は本手続き後に事業着手。 ・着手後も項目によっては環境保全措置や事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置の追加・変更を検討・実施する。 		

4.環境影響評価条例における手続きフロー





諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第27条第2号の規定に基づき、本県の環境影響評価のあり方について貴審議会の意見を求めます。

令和6年1月10日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



諮 問 理 由

本県では、平成10年に鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月22日鳥取県条例第24条。以下「条例」という。）を制定し、事業の実施に伴う影響について、事業者自らがあらかじめ調査、予測等を行い環境保全のための措置を検討する制度の運用を通じ、適正な環境配慮の確保に努めてきました。

これまで、条例の対象事業として、平成25年に風力発電所を、令和元年に太陽光発電所を追加するなど、環境影響評価制度を取り巻く状況の変化に応じて制度を見直してきたところです。

今般、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入が進められるなかで、バイオマス燃料を使用した火力発電所の設置による周辺環境への影響が懸念される事例が発生しており、対応を検討する必要性が生じています。

ついては、バイオマス発電所を含む火力発電所に対する本県の環境影響評価のあり方について、御審議をお願いするものです。

バイオマス発電所を含む小規模火力発電所に対する本県の環境影響評価のあり方について

令和6年1月10日 環境立県推進課

■ 小規模火力発電所に係る現行の取扱趣旨

- 現在、バイオマス発電所は環境影響評価条例(以下、「条例」という。)では「火力発電所」に該当し、アセス手続きの要否が発電出力で規定されている。(発電タービンを回す蒸気を発生するボイラーからの排出ガス量は考慮されていない。)
- 一方で、ボイラーから発生する蒸気を工場等の熱供給に用いる場合は、アセス手続きの要否が排出ガス量で規定されている。
- このため、同一規模のボイラーであっても、用途によってアセス手続きの要否に差異が生じている。(ともに蒸気及び燃料の燃焼に伴うガスを排出し、大気汚染防止法上のばい煙発生施設に該当する。)

	用途	条例での事業区分	対象規模要件
ボイラー	発電用	「火力発電所」	発電所の出力で規定 ⇒ <u>150,000 kW 以上</u> が対象
	熱利用	「工場等」	工場からの排出ガス量で規定 ⇒ <u>40,000 m³/h 以上</u> が対象

■ 改正の方向性

〈改正の方向性〉

- ・火力発電所の要件に排出ガス量を追加
- ・排出ガス量の要件は工場等とそろえる(40,000 m³/h)

(理由)

火力発電所の要件である発電出力を下げることで条例アセスの対象を拡大することも可能であるが、ボイラーからの排出ガスによる周辺環境への影響という点に着目すれば、工場等からの排出ガスの規定(40,000 m³/h)とそろえることが合理的と考えるため。

【参考】現行の規定

■ 火力発電所

条例別表(5)：水力発電所、火力発電所(地熱を利用するものを含む。)、風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業

規則別表2(5)：ウ 出力が150,000キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の事業

エ 火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の事業であって、出力が150,000キロワット以上である発電設備を新設するもの

■ 工場等

条例別表(14)：製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に必要な工場及びその附属施設の設置及び変更の事業

規則別表2(14)：ア 排出ガス量(大気中に排出される気体の量の1時間当たりの最大値を温度零度、圧力1気圧の状態に換算したものをいう。以下同じ。)が40,000立方メートル以上又は排出水量(排出される水の量の1日当たりの平均値をいう。以下同じ。)が10,000立方メートル以上である工場及び事業場(製造業(物品の加工業又は修理業を含む。)、ガスの供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。)の設置の事業

イ 工場等の変更の事業であって、排出ガス量が40,000立方メートル以上又は排出水量が10,000立方メートル以上増加するもの

■ 県内のバイオマス発電施設の設置状況

⇒ 別紙(委員配布限り)

環境影響評価の対象事業及び規模（概要／令和6年1月現在）

資料2-4

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例			
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域		
道 路	高速道路	すべて	—	—		
	首都高速道路等	4車線以上のもの	—	—		
	一般国道	4車線、10km以上	7.5km以上10km未満	} 4車線、10km以上		
	国道以外の道路	—	—			
	大規模林道	幅6.5m、20km以上	幅6.5m、15km以上20km未満		} 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)	
河 川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上		湛水面積 75ha以上
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	改変面積100ha以上		改変面積 75ha以上
	放水路	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	改変面積100ha以上	改変面積 75ha以上	
鉄 道	新幹線	すべて	—	—	—	
	在来線	10km以上	7.5km以上10km未満	10km以上	7.5km以上	
飛行場 (滑走路)	新設	2500m以上	1875m以上2500m未満	2500m以上	1875m以上	
	延長	500m以上	375m以上 500m未満	500m以上	375m以上	
発電所	水力	出力 3万kW以上	2.25万kW以上 3万kW未満	出力 3万kW以上	2.25万kW以上	
	火力	出力 15万kW以上	11.25万kW以上15万kW未満	出力 15万kW以上	11.25万kW以上	
	地熱	出力 1万kW以上	7500kW以上 1万kW未満	出力 1万kW以上	7500kW以上	
	原子力	すべて	—	—	—	
	風力	出力 5万kW以上 ※	3万7500kw以上 5万kW未満 ※	出力 1500kW以上	1500kW以上	
	太陽光	出力 4万kW以上	3万kW以上	敷地面積 20ha以上	敷地面積 10ha以上	
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上		
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上		
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上		
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—		
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上		
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—		
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上		
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上		
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—		
廃棄物処理施設	ごみの焼却	—	—	100t /日以上	75t /日以上	
	し尿処理	—	—	100kl /日以上	75kl /日以上	
工場の新築、増築	排水	—	—	1万m ³ /日以上	7500m ³ /日以上	
	排ガス	—	—	4万Nm ³ /時以上	3万Nm ³ /時以上	
ゴルフ場又はスキー場	—	—	50ha以上	37.5ha以上		
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	—	—	75ha以上(土地改変区域に限る)	50ha以上(土地改変区域に限る)		
岩石等採取事業	—	—	50ha以上	37.5ha以上		
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	—	—	75ha以上	50ha以上		
複合開発事業	—	—	明文化	明文化		

注1) 第一種事業：アセス手続きが必要 / 第二種事業：アセス手続きが必要化の判定を受ける必要がある

注2) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく 保護管理事業計画の策定及び廃止について

1 趣旨

- 本県では県内の希少な野生動植物の保護を目的とした「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定している。
- 当該条例において、特定希少野生動植物の種ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めた保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 昨年6月に特定希少野生動植物の新規指定と指定解除を行ったことから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」第24条に基づく「保護管理事業計画」の策定並びに廃止について意見を伺うものである。

2 保護管理事業計画の策定及び廃止

(1) 保護管理事業計画の策定

特定希少野生動植物に新たに指定した次の11種について、保護管理事業計画を策定する。

○植物 1 1 種

ヤシャゼンマイ、マイヅルテンナンショウ、ナギヒロハテンナンショウ、タケシマラン、サルメンエビネ、ツリシュスラン、ミズアオイ、ダイセンアシボソスゲ、ミチノクフクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤク、イソスミレ

(2) 保護管理事業計画の廃止

特定希少野生動植物の指定を解除した次の13種について、保護管理事業計画を廃止する。

○動物 1 種、

コガタノゲンゴロウ

○植物 1 2 種

エゾカワラナデシコ、オキナグサ、ノウゴウイチゴ、イワガサ、イワギク、ヒメイバラモ、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、ササバギンラン、トケンラン、セッコク、ヨウラ克蘭

4 自然保護部会での計画に対する指摘事項と対応

(1) 計画に対する指摘

指摘事項	対象種	対応状況
計画の見直し期間の設定	全種共通	県版レッドリストの改定に合わせて10年に一度見直しを行う旨を計画に記載。
生息地が特定可能な文章を避けること	タケシマラン	生息地の特定できない記載に修正。

(2) その他

- ・植物の保全方法として、種子の採取・保存について検討してもらいたい。
⇒一部の種で始めているところであり、受け入れ先施設の確保等、検討していきたい。
- ・既策定の計画について、策定当時と状況が変わってきており、見直しが必要。
⇒県版レッドリストの改訂やモニタリング等の結果を踏まえて順次見直しを行う。

(裏面に続きます)

5 経過及び今後の予定

R4. 1. 20	県版レッドリスト公表
R4. 1 月	環境審議会において特定希少野生動植物の新規指定並びに指定解除について協議(審議会に諮問(1/20)→自然保護部会で審議(1/24)→審議会答申(1/28))
R4. 3. 15	特定希少動植物の指定及び解除(予定)の公告
R4. 4. 13	意見書提出期限の終了 ⇒ 意見書は提出されず
R4. 6 月	R4年5月定例会に附議(5/31) → 議決(6/21)
R4. 6. 28	鳥取県公報で告示(新規指定・指定解除が確定)
R4. 12. 19	新規指定11種の計画案を作成し、有識者に意見聴取。 〔意見聴取した有識者〕 ・とっとり生物多様性推進センター連絡協議会委員 7名(鳥大 日置名誉教授 他) ・レッドデータブックとっとり第3版 植物分野代表著者 鳥大 永松教授 ・レッドデータブックとっとり第3版における計画策定対象種の執筆担当者 5名(鳥取県植物誌研究会 坂田氏 他) ⇒有識者の意見を踏まえ計画案を修正。
R5. 9. 4	計画の策定並びに廃止について、審議会に諮問、自然保護部会で審議。
R6. 1. 10	審議会でも審議(⇒今回)
R5年度内	計画書の公告



鳥 環 審 第 5 号

令和5年12月18日

鳥取県環境審議会長 様

鳥取県環境審議会自然保護部会長



鳥取県環境審議会自然保護部会の審議結果について（報告）

令和5年9月4日付けで自然保護部会に付議されたこのことについて、同日に開催した部会において審議した結果、下記のとおり決定することが適当であると議決されたので報告します。

記

保護管理事業計画の策定及び廃止について 諮問のとおり適当

(案)

鳥環審第■■■号
令和6年1月■■■日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長

保護管理事業計画の策定及び廃止について(答申)

令和5年8月30日付けで諮問のあったこのことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり決定することが適当であると結論を得たので答申します。

記

1 諮問事項

保護管理事業計画の策定及び廃止について

2 議決結果

適当

諮 問



鳥 取 県 環 境 審 議 会

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年12月21日鳥取県条例第51号）第24条第1項の規定により、下記事項について別添のとおり諮問します。

令和 5年 8月30日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



記

保護管理事業計画の策定及び廃止について

保護管理事業計画の策定及び廃止について

1 趣旨

- 本県では県内の希少な野生動植物の保護を目的とした「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定している。
- 当該条例において、特定希少野生動植物の種ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めた保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 昨年6月に特定希少野生動植物の新規指定と指定解除を行ったことから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」第24条に基づく「保護管理事業計画」の策定並びに廃止について意見を伺うものである。

2 保護管理事業計画の策定及び廃止

(1) 保護管理事業計画の策定

特定希少野生動植物に新たに指定した次の11種について、保護管理事業計画を策定する。

○植物11種

ヤシャゼンマイ、マイヅルテンナンショウ、ナギヒロハテンナンショウ、タケシマラン、サルメンエビネ、ツリシュスラン、ミズアオイ、ダイセンアシボソスゲ、ミチノクフクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤク、イソスミレ

(2) 保護管理事業計画の廃止

特定希少野生動植物の指定を解除した次の13種について、保護管理事業計画を廃止する。

○動物1種、

コガタノゲンゴロウ

○植物12種

エゾカワラナデシコ、オキナグサ、ノウゴウイチゴ、イワガサ、イワギク、ヒメイバラモ、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、ササバギンラン、トケンラン、セッコク、ヨウラクラン

令和 6 年 1 月 1 0 日 自然共生課

1 保護管理事業計画とは

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例第 24 条に基づき、特定希少野生動植物の保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために、特定希少野生動植物の種ごとに定める、保護管理事業の指針となるもの。

2 保護管理事業計画の策定状況

特定希少野生動植物の指定されている種のうち 28 種について、保護管理事業計画を策定済みであり、令和 4 年度に新規指定した 11 種については未策定。

なお、令和 4 年度に特定希少野生動植物の指定を解除した 13 種は、保護管理事業計画を策定しており、今後、計画を廃止する予定。

3 保護管理事業の取組状況

現在、動物 6 種（カラスガイ、コアジサシ、ブッポウソウ、ミミアカヒレヒラ、ウスイロヒヨモンモドキ、コガタノゲンゴロウ※）、植物 9 種（マイヅルテンナンショウ、タケシマラン、ミズアオイ、コキンバイ、イソスミレ、サクラソウ、コケモ、ヒゴタイ、オキナグサ※）について保護管理事業に取り組んでいる（別紙 2 を参照）。

※コガタノゲンゴロウとオキナグサは、特定希少野生動植物の指定を解除済み。

4 保護管理事業計画の構成及びタイプ

(1) 構成

I. 事業の目標

種の特徴、分布、目標について記述。

II. 事業の区域

「県内における種の分布域」と記述。

III. 事業の内容

個体群の保全・管理、生育環境の保全・管理、法的規制・位置付け等、社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進、事業推進への連携体制等について記述

(2) タイプ

保護管理事業の形態を下表のとおり大別し計画を作成。

保護型	<p>①概要 人による積極的な管理（生息・生育環境の整備、例えば草刈や枝打ち等）を必要としないが、定期的なモニタリングによる状況把握や、保護のための普及啓発を行う必要があるもの。なお、モニタリング結果により、人による積極的な管理が必要になった場合には、管理型に移行し、計画的な管理を推進する。</p> <p>② 事業の内容 モニタリングや普及啓発等の必要な保護手法について記述する。</p> <p>③ 保護管理事業計画適合認定団体 保護型の保護管理事業の主な保護手法は、モニタリングや普及啓発であるため、保護管理事業計画適合認定団体（事業取組団体）は、専門的な知識を有する者が想定される。</p>
管理型	<p>① 概要 モニタリングや普及啓発だけでなく、人によるその種の積極的な管理（生息・生育環境の整備、例えば草刈や枝打ち等）を行う必要があるもの。県の認定を受けた者が実施する保護管理事業における管理だけでなく、県が必要に応じて実施する保護管理事業における管理も含まれる。</p> <p>② 事業の内容 モニタリングや普及啓発だけでなく、必要とされる積極的な管理手法について具体的に記述する。</p> <p>③ 保護管理事業計画適合認定団体 管理型の保護管理事業の主な保護手法は、モニタリングや普及啓発だけでなく人による積極的な管理があるため、保護管理事業取組団体は専門的な知識を有する者だけでなく、生育地近辺に居住する者が想定される。</p>

(別紙1)

特定希少野生動植物保護管理事業計画の策定状況

1 指定種

区分	科名	種名	保護管理タイプ	計画策定	備考
動物	カモメ	コアジサシ	管理	既策定	
	タカ	イヌワシ	保護	既策定	
		クマタカ	保護	既策定	
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	管理	既策定	
	コイ	ミナミアカヒレタビラ	管理	既策定	
	タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ	管理	既策定	
	イシガイ	カラスガイ	管理	既策定	
植物	ヒカゲノカズラ	スギラン	保護	既策定	
	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	保護	—	県西部の山地溪流沿いの岩場に生育。 継続的なモニタリングや普及啓発が必要。
	イノモトソウ	タキミシダ	保護	既策定	
	ウラボシ	オオエゾデンダ	管理	既策定	
	サトイモ	マイヅルテンナンショウ	管理	—	確認されている生育地が1か所しかなく、個体数も少ない。盗掘等の危険性も大きいことから積極的な保護管理が必要。
		ナギヒロハテンナンショウ	保護	—	県東部の国有林内の林道沿いに生息。 継続的なモニタリングや普及啓発が必要。
	ユリ	ツバメオモト	保護	既策定	
		タケシマラン	管理	—	扇ノ山頂上部にのみで生育。シカの食害防止等、積極的な保護が必要。
	ラン	ヒナラン	保護	既策定	
		キエビネ	保護	既策定	
		サルメンエビネ	管理	—	確認されている生育地は2か所。シカの食害防止や盗掘防止等、積極的な保護が必要
		ユウシュンラン	保護	既策定	
		クマガイソウ	保護	既策定	
		ツリシュスラン	保護	—	生育地が山中であり開発の影響はない。着生木の枯損や倒伏など、生育条件の悪化が懸念。継続的なモニタリングが必要。
		ノビネチドリ	保護	既策定	
		サギソウ	保護	既策定	
		ウチョウラン	保護	既策定	
		カヤラン	保護	既策定	
	ヒガンバナ	ギョウジャニンニク	保護	既策定	
	ミズアオイ	ミズアオイ	管理	—	生育地の一つが用水路であるため工事等の影響が懸念。代替地への移転等、積極的な保護管理が必要。
カヤツリグサ	ダイセンアシボソスゲ	保護	—	大山山頂付近のガレ場等に生育。工事等の影響はないが、継続的なモニタリング等が必要。	

区分	科名	種名	保護管理タイプ	計画策定	備考
植物	キンポウゲ	ミチノクフクジュソウ	管理	—	日当たりの良い広葉樹林下や原野に生育。草刈り等による生育地の管理や盗掘防止等の積極的な管理が必要。
	ボタン	ベニバナヤマシャクヤク	保護	—	明るい林内に生育。継続的なモニタリング等が必要。
	バラ	コキンバイ	管理	既策定	
	ニシキギ	オオシラヒゲソウ	保護	既策定	
	スミレ	イソスミレ	管理	—	海岸性低木や防風林内に生育。草刈り等の生育地管理が必要。
	ミズキ	ゴゼンタチバナ	管理	既策定	
	サクラソウ	サクラソウ	管理	既策定	
	ツツジ	コケモモ	保護	既策定	
	イワタバコ	シシンラン	保護	既策定	
	イワタバコ	イワギリソウ	保護	既策定	
	キク	ヒゴタイ	管理	既策定	

2 解除種

区分	科名	種名	保護管理タイプ	計画策定	備考
動物	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ	管理	既策定	
種子植物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ	保護	既策定	
	キンポウゲ	オキナグサ	管理	既策定	
	バラ	ノウゴウイチゴ	保護	既策定	
		イワガサ	保護	既策定	
	キク	イワギク	保護	既策定	
	イバラモ	ヒメイバラモ	保護	既策定	
	ユリ	ハナゼキショウ	保護	既策定	
		タマガワホトトギス	保護	既策定	
	ラン	ササバギンラン	保護	既策定	
		トケンラン	保護	既策定	
		セッコク	保護	既策定	
		ヨウラクラン	保護	既策定	

(別紙2)

保護管理事業の実施状況

1 県が実施する保護管理事業

対象種	実施期間	実施場所	事業内容
カラスガイ	衛生環境研究所	鳥取市	モニタリング、域外保全のための調査研究等
マイヅルテンナンショウ	とっとり生物多様性 推進センター	若桜町	シカの食害及び盗掘防止のための防護柵設置
タケシマラン		鳥取市国府町	シカの食害防止のための防護柵設置
ミズアオイ		岩美町	域外保全のための固体増殖
コケモモ		若桜町	モニタリング
ヒゴタイ		岩美町	シカの食害防止のための防護柵設置
イソスミレ	自然共生課	鳥取市福部町	草刈り等による生育地管理

2 認定団体が実施する保護管理事業

対象種	認定団体名	認定時期	活動場所	事業内容
コアジサシ	NPO法人	H16.5.11	湯梨浜町、米子市	生息地の保護、モニタリング、観察会の開催等
ブッポウソウ	日本野鳥の会鳥取県支部	H17.6.1	日南町、南部町他	巣箱設置、標識調査等
ウスイロヒョウモンモドキ	余戸地区ウスイロヒョウモンモ ドキ保護の会	H16.9.8	鳥取市佐治町	草刈り、シカ食害防止柵の設置等
ミナミアカヒレタビラ	NPO法人 未来守りネットワーク	H18.11.30	米子市	モニタリング、普及啓発
	伯耆のタビラを守る会	R4.5.12	南部町	域外保全、モニタリング、普及啓発等
サクラソウ	希少野生植物保護の会	H16.5.28	日南町他	モニタリング、普及啓発
	江府町希少植物保護の会	H16.6.8	江府町	草刈り等による生育地管理
	群・はなばち	H16.10.7	日南町	草刈り等による生育地管理
	福栄さくらそうを守る会	H18.8.24	日南町	草刈り等による生育地管理
コキンバイ	一般財団法人 鳥取県観光事業団（響の森）	R4.5.26	若桜町	モニタリング、草刈り等による生育地管理等
(以下、特定種の指定が解除された種)				
コガタノゲンゴロウ	鳥取昆虫同好会倉吉支部	H16.7.12	湯梨浜町	モニタリング
オキナグサ	オキナグサを守る会	H17.8.26	三朝町	草刈り等による生育地管理
	原オキナグサを守る会	H21.1.22	湯梨浜町	草刈り等による生育地管理

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について

令和6年1月
自然共生課

このことについて、鳥獣部会（令和5年9月19日開催）における審議・議決を経て、再指定（同年10月31日告示）を行ったので報告します。

1 鳥獣保護区制度の概要

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護のため重要な区域を「鳥獣保護区」に指定し、狩猟を禁止することができる。
- ・更に鳥獣保護区の中でも、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要な区域を「特別保護地区」に指定し、一定の開発行為（工作物の新改増築、水面の埋め立て・干拓、木竹の伐採）を制限することができる。

2 三徳特別保護地区の概要

(1) 区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭1010、1011-1及び1011-2の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）（面積50ha）

(2) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(3) 指定目的（指定区分：森林鳥獣生息地の保護区）

三徳山鳥獣保護区は東伯郡三朝町の東部に位置している。当該鳥獣保護区は、標高900メートルの三徳山を中心に、北側の三徳川と南側の小鹿川に挟まれた地域で、急崖な地形に恵まれた谷深い複雑な地形を有し、加えて北方植物と南方植物の分布の境界線を含み、多様な森林環境が維持されている区域である。

中でも、特別保護地区として指定する区域は三徳山三佛寺の修行の場として手つかずの天然林が維持されており、標高270～600メートルの間に暖帯の常緑広葉樹と冷温帯の落葉広葉樹及び常緑針葉樹が混生し、特有の多様な森林環境を形成している。また、希少植物も多くみられ、多様な鳥獣が確認されている。

以上のことから、当該区域を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図ろうとするものである。

(4) 管理方針

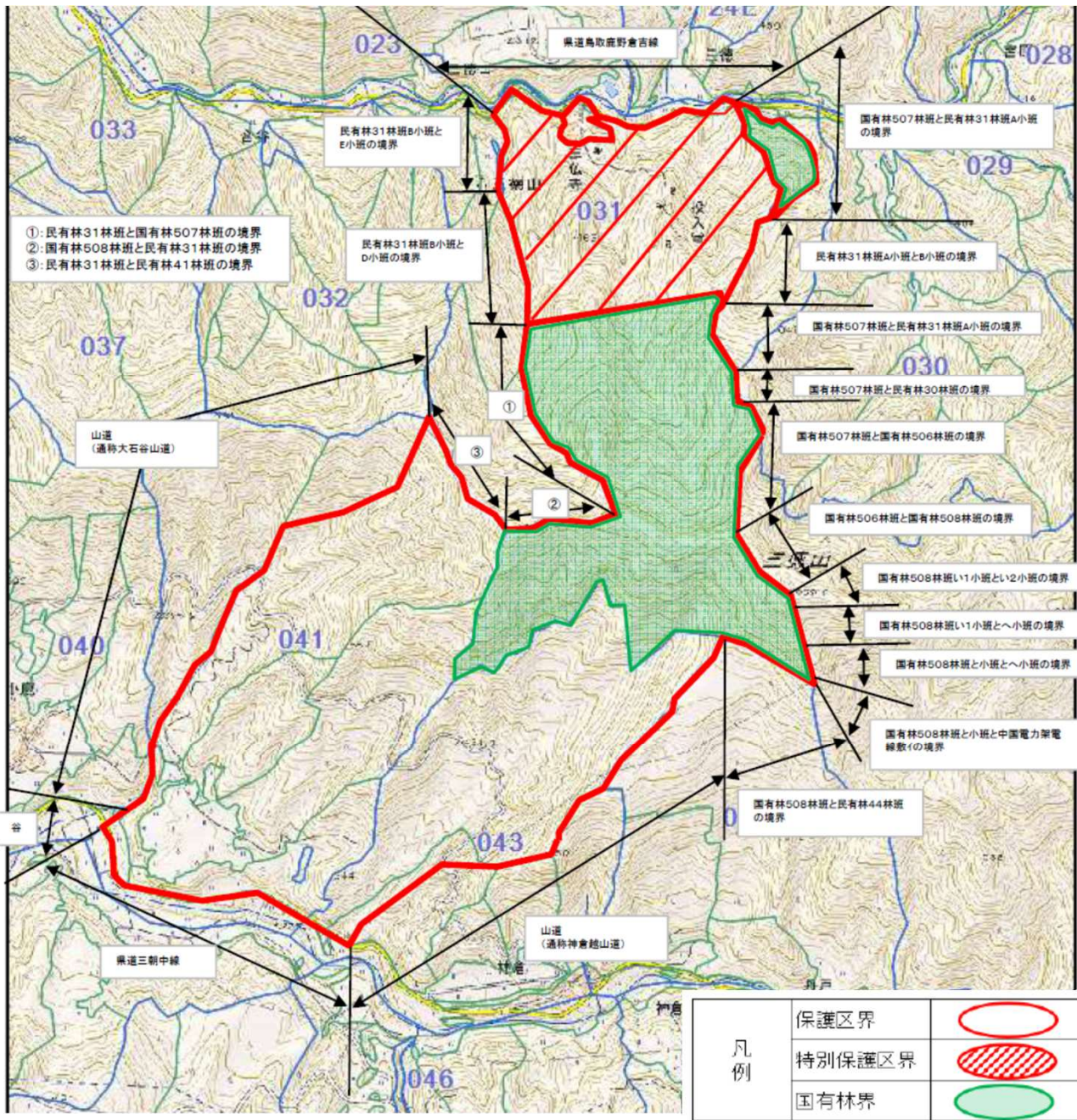
- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ニホンジカの生息数の増加しているため、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等で監視し、必要であればニホンジカの個体数管理等の対策を推進していく。

(5) 面積内訳

総面積 50ha（林野） ※区域の増減なし。

所有者別内訳 私有地 50ha

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区区域図





鳥 環 審 第 4 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長



三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について（答申）

令和 5 年 9 月 6 日付けで諮問のあったこのことについては、下記のとおり決定することが適当であると議決しました。

記

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について・・・諮問のとおり適当

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の令和4年度の実績の成果、令和5年度の実績内容をとりまとめた令和5年度版環境白書を作成し、ホームページで公表したのでその概要を報告する。

1 令和4年度の実績・成果(抜粋)

	概要												
I 循環型 社会の 構築	<p>○ ごみゼロ社会の実現への取組</p> <p>【フードドライブで寄付された食品の数量】 2,271 点・2,118 kg (R3年度末) ⇒ 4,487 点・4,831 kg (R4年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めて県内全市町村に食品受付窓口を設置。 <p>【食べきり協力店の登録数】 103 件 (R3年度末) ⇒ 133 件 (R4年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食べ残し持ち帰りキャンペーンを実施 <p>○ プラごみゼロへの取組</p> <p>【プラごみ削減取組企業の登録数】 46 件 (R3年度末) ⇒ 58 件 (R4年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> とっとりエコフォーラムを開催、マイボトル運動、アップサイクルに取り組む事業者への支援を実施 <p>○ 廃棄物の減量・リサイクルの推進</p> <p>【一人一日あたり(ごみ)排出量】 995g/人 (R2年度) ⇒ 1,001g/人 (R3年度)</p> <p>【一般廃棄物のリサイクル率】 28.6% (R2年度) ⇒ 28.5% (R3年度)</p> <p>【産業廃棄物のリサイクル率】 80.1% (R2年度) ⇒ 78.9% (R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみゼロポスターコンクール開催、実践活動等に取り組む民間団体・市町村への支援、産業廃棄物の多量排出事業者等に減量・リサイクルに向けた働きかけを実施 一般廃棄物(ごみ)の排出量は横ばい。リサイクル率は、全国的にも高い水準 												
II 脱炭素 社会の 実現	<p>○ 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>【県内の温室効果ガスの総排出量(CO2 換算)】 3,523 千トン(R3暫定値) ⇒ 3,460 千トン(R4暫定値)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎ほか 18 箇所の県有施設の照明設備を LED 化。年間約 718 千 kWh (CO₂ 排出量換算で約 370 トン) を削減 【人口 10 万人当たりの急速充電器の設置数】 鳥取県 12.59 基(全国1位)、全国平均 6.18 基(R4年度) 新たに県有施設2箇所(海と大地の自然館、とっとり花回廊)に急速充電器を整備 【需要電力における再生可能エネルギーの割合】 39.4% (R3年度) ⇒ 41.3% (R4年度) 鳥取スタイルPPAの普及促進に取り組む、県有施設2箇所(県営住宅余子団地、消防学校)に導入 【再エネ 100 宣言 RE Action 参加企業数】 14 社 (R3年度) ⇒ 19 社 (R4年度) 県内企業に対して省エネ対応設備や太陽光発電設備の導入を支援し、多様な業種の5社が新たに参加 <p>○ とっとり健康省エネ住宅の普及促進</p> <p>【健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合】 20% (R3年度) ⇒ 31% (R4年度)</p> <p>【Re NE-ST 等の省エネ改修補助実績】 10 件 (R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の新築木造戸建て住宅に対するとっとり健康省エネ住宅の着工割合は年度目標 33% に対して実績 31% 令和4年7月から既存住宅省エネ改修の県独自基準を満たす住宅を「Re NE-ST」として認定し、補助制度を開始 												
III 自然 生物と の共生	<p>○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全</p> <p>【レッドリスト掲載種の保護等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに「ヤシヤゼンマイ」等の植物 11 種を特定希少野生動植物に指定。新たな生息地、個体数の増加を確認した「エゾカワラナデシコ」等の植物 12 種、「コガタノゲンゴロウ」の動物1種を指定解除 第 13 次鳥獣保護管理事業計画を策定するとともに第二種特定鳥獣管理計画を見直し(令和8年度までのイノシシ等の個体数管理の目標、管理方法) <p>○ 豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保</p> <p>【アクティビティ参加者数】 海と大地の自然館: 4,802人(R3年度) ⇒ 7,119人(R4年度)</p> <p>響の森: 28,354人(R3年度) ⇒ 29,146人(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大山の良好な山岳環境を保全するための任意の協力金制度「大山入山協力金」を本格導入 山陰海岸ジオパークや水ノ山の魅力発信、自然を活かした体験メニューやアクティビティの充実により参加者数が増加 鳥取砂丘西側エリアの利用者向けにガイドツアーや大型モニター等を用いて砂丘の魅力を伝える施設として、鳥取砂丘フィールドハウス(県:オアシス館、環境省:風紋館)を整備 												
IV 生活 環境の 保全	<p>○ 県内三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の水質浄化</p> <ul style="list-style-type: none"> 流入負荷対策(下水道の整備、環境にやさしい農業の推進等)及び湖内対策(覆砂、水生植物の保全等)を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標(令和12年度)</th> <th>令和4年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中海の水質(COD)</td> <td>4.0mg/L</td> <td>4.8mg/L</td> </tr> <tr> <td>湖山池の水質(COD)</td> <td>4.8mg/L</td> <td>6.0mg/L</td> </tr> <tr> <td>東郷池の水質(COD)</td> <td>4.4mg/L</td> <td>5.5mg/L</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 八頭町と江府町が新たに星空保全地域に指定され、県内7地域に達し、面積は県全体の3分の1を超えた。 		目標(令和12年度)	令和4年度実績	中海の水質(COD)	4.0mg/L	4.8mg/L	湖山池の水質(COD)	4.8mg/L	6.0mg/L	東郷池の水質(COD)	4.4mg/L	5.5mg/L
	目標(令和12年度)	令和4年度実績											
中海の水質(COD)	4.0mg/L	4.8mg/L											
湖山池の水質(COD)	4.8mg/L	6.0mg/L											
東郷池の水質(COD)	4.4mg/L	5.5mg/L											
V 環境 活動の 協働	<p>○ 企業の率先的な環境配慮経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・団体向けの脱炭素経営セミナーを開催(県内企業 70 社が参加) 「とっとりエコライフ構想」の取組を自ら実践し、広める取組を行う企業・団体等を登録する「とっとりエコライフパートナー」制度を創設。R4年度は4企業が登録 <p>○ アダプトプログラム、CSR 等の多様な環境保全活動</p> <p>【ボランティア除草参加者数】 1,866 人 (R3年度) ⇒ 2,373 人 (R4年度)</p> <p>【一斉清掃参加者数】 908 人 (R3年度) ⇒ 6,048 人 (R4年度)</p> <p>【アダプトプログラム参加者数(R3⇒R4)】 中海: 708 人 ⇒ 880 人、湖山池: 129 人 ⇒ 267 人、東郷池: 539 人 ⇒ 785 人</p>												

2 令和5年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロ社会の実現への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、フードドライブ等の食品ロス削減に重点化した取組を継続するとともに、新たに、小売店での食品ロス削減モデル事業や、リユース促進のためフリーマーケットへの支援を実施する。 ○ プラごみゼロへの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの資源循環を推進するため、マイボトル運動、プラごみゼロに係る取組の支援を継続するとともに、新たに、市町村のプラごみ分別回収に向けた取組に対して支援を行う。
II 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動に対応する施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2050年の脱炭素社会実現の中核となる若者を主な対象として、若者に身近な音楽やゲームを通じ、再エネを体感できるイベントの実施、県内高校生等をUAEで開催される「第28回気候変動枠組条約締約国会議(COP28)」へ派遣し本県の取組等を発信するなど、脱炭素ライフスタイルへの転換や認知度向上を図る。 ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した再生可能エネルギー(小水力、バイオマス等)の導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。 ○ とっとり健康省エネ住宅の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建築される省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及・認知度向上を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性保全 <ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトの認定を促進するため、生物多様性の保全活動に取り組む地域団体と保全活動に関心のある民間企業のマッチング、認定申請に必要となる調査・広報等を支援する。 ○ 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信し、ツーリズムや知の拠点として、認知度の向上やアクティビティ参加者数の増加を図る。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。 ○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等により、星空の保全・活用に係る機運の醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の再エネ100宣言 RE Action 推進・再エネ活用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体向けに省エネ事例、補助金事例などを紹介する脱炭素経営セミナーを開催するとともに、新たに県内で省エネ診断を行う担い手を育成し、県内企業の脱炭素化に向けて具体的な提案ができる人材を養成する。 ○ 学校・職場・地域等での環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関して知識や経験を有する方を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として学校や地域等で開催される環境学習会へ紹介し、実践的、主体的な環境学習の促進を図る。

3 令和5年度版鳥取県環境白書の公開

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280> (令和5年10月10日掲載)

令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン実績(R4年度)

No.	指標名	目標 (令和12年度)	令和4年度実績
1	一人一日あたりの(ごみ)排出量	895g/日・人	1,001 g/日・人 (令和3年度)
2	一般廃棄物のリサイクル率	35%	28.5% (令和3年度)
3	食品ロス食べきり協力店の登録数	300件	133件
4	プラごみ削減取組企業等の登録件数	100件	58件
5	温室効果ガスの総排出量(CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	1,870千トン (2013年比60%減)	3,460千トン(暫定) (2013年度比26.3%減)
6	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている 特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度 比20%以上削減した企業の割合	90%	67.9% (R4.9月暫定)
7	需要電力における再生可能エネルギーの割 合	60%	41.3%
8	木造戸建住宅における健康省エネ住宅性能 基準適合住宅の着工割合	100%	31%
9	電気自動車(EV、PHV)の普及率	5%	0.42%
10	運輸部門における温室効果ガス排出量	894千tCO ₂	1,090千tCO ₂
11	「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物 種のリスト」掲載種の保護	絶滅危惧種から絶滅種へ の移行(悪化)を可能な 限りゼロにする。	絶滅種移行 8種 生息状況改善 76種 (R4年リスト改訂時)
12	60歳未満の県内狩猟免許所持者	1,300人	1,049人
13	県の自然保護又は生物多様性保全の取組へ のボランティア参加者数	5,000人/年	2,498人
14	中海の水質(COD)	4.0 mg/L	4.8 mg/L
15	湖山池の水質(COD)	4.8 mg/L	6.0 mg/L
16	東郷池の水質(COD)	4.4 mg/L	5.5 mg/L
17	環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境 イニシアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経 営に取り組む企業数	250社	115社
18	CSR活動・アダプトプログラムの参加者数 (中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の 森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数)	15,000人/年	2,608人/年

注1) 環境マネジメントシステム: ISO14001、エコアクション 21、TEAS 等

注2) 環境イニシアティブ: 再エネ100宣言 RE Action、RE100 等